

第7回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事録

- 1 日 時 平成28年9月23日(金) 14時00分～16時15分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 伊藤 聡(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、川月 喜弘、
開本 浩矢、藤原 茂之、水越 浩士
(事務局) 戸田事務局長代行、釜江経営企画部長、盛山大学改革室長、
多田経営企画部次長兼総務人事課長、徳岡課長補佐

4 議事等

- (1) 議事録署名人の指名
- (2) 公立大学法人兵庫県立大学定款の一部変更案の報告
- (3) 学長選考関係規程等の事前審議
- (4) その他

【議事等の概要】

(1) 議事録署名人の指名

議事に先立ち、今回の議事録署名人として、水越委員及び川月委員が指名された。

(2) 公立大学法人兵庫県立大学定款の一部変更案の報告

平成29年4月からの理事長・学長分離型(以下「分離型」)への移行等を定める定款の一部変更が、本日開会の9月県議会に提案されたことから、当該変更案の内容について報告を行った。

(3) 学長選考関係規程等の事前審議

定款変更案の県議会への提案を踏まえ、県議会の議決を経て、国による認可後速やかに分離型移行後最初の学長の選考手続が進められるよう、選考に係るスケジュール、規程、要領等について、今回と次回の会議で内定するべく事前審議を行った。

《事前審議した規程等の概要及び主な意見等》

① 学長選考スケジュール

11月上旬の定款変更認可を前提に、12月中での学長予定者の決定を目途に選考日程案を設定するもの。認可が見込みより遅れた場合は見直しを行う。

[主な意見等]

- 候補者の連署推薦など初めてのルールで選考を実施するので、手続を理解してもらった上で候補者の推薦を受けるには、推薦募集期間が2週間というのはタイトではないか。
→ 学内への事前説明を丁寧に行うことで対応。
- そうすると学内への事前説明が重要となる。任意参加の説明会に出席しない者を含め、資料は全員に配付することが適当ではないか。
→ 学部長等を通じて10月の教授会等で対象教員に配付した上で、東西各1か所で教員説明会を実施。

② 公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議規程（一部改正）

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が分離型移行後最初の学長の選考及び任期の審議を行う場合、選考会議規程中の「理事長」を「学長」と読み替えるなど所要の改正を行うもの。

③ 兵庫県立大学学長選考規程

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が行う分離型移行後最初の学長の選考の手続・方法等を定めるもの。

[主な意見等]

ア 第4条に規定する学長候補者の資格について、現行の「学長となる理事長」選考規程に定める「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、法人の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」を、理事長と学長が分離されることを踏まえ、「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、法人の経営を理解し、法人の経営部門と意思疎通を図りながら大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と下線部の見直し案を提示したところ、次のような意見があった。

○ 学長は副理事長になり、理事長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行うことが求められている。副理事長は法人の代表権を持つことから、法人の経営管理に関する能力を候補者の資格とすることは変えなくていいのではないか。

○ 今の「学長となる理事長」が、分離型では「副理事長となる学長」となるので、資格の文言はそのままで、法人の経営管理に関する能力と大学の教育研究活動の運営に関する能力の記載順を入れ替えてはどうか。

→ 次回、入れ替えたもので確認する。

イ 昨年度に制定した「学長となる理事長」選考規程において意向投票を行わないこととした理由は、分離型の学長においても変わらないとして再確認した理由について、次のような意見があった。

○ 分離型に移行する理由を最初に記載した上で、それを踏まえて、分離型の学長の選考においても意向投票を行わないとした考え方は変わらないということを整理した方がよい。

④ 兵庫県立大学学長任期規程（案）

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が審議する分離型移行後最初の学長の任期に関する規程案。昨年度に制定した「学長となる理事長」任期規程で定めた任期（当初4年＋再任2年（1回限り））と同じ任期で、当選考会議の議を経て法人の規程として定める方向で、あらかじめ理事会に協議を行う。

⑤ 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考実施要領

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程に基づく学長選考の実施に関する細則を定めるもの。

[主な意見等]

ア 実施要領に定める候補者の意思確認、選考会議委員による候補者の追加推薦の運用、候補者情報の公表の手續等について、次のような意見があった。

- 推薦のあった候補者の意思確認については、推薦時に「意向確認書」を提出してもらい、選考会議による要件審査時には書面で確認できる方がよい。
- 選考会議委員による候補者追加は、ルールとしては必要だが、教職員等による連署推薦をできる限り尊重し、基本的には行使を避けるべき。
- 選考の公正と信頼を担保するため、候補者がどういう理由で推薦され、どのような所信を表明した上で選考されたかがオープンとなるよう、推薦理由書と所信表明書も公表すべき。

イ ③の学長選考規程第4条（学長候補者の資格）の規定を踏まえ、公示に際して候補者の推薦及び選考の基準として提示する「学長に求められる資質・能力」及び「次期学長が取り組むべき主要課題」について、次のような意見があった。

- 「法人の経営を理解し、経営部門と意思疎通を図りながら」には違和感がある。学長も副理事長として経営部門の中にいるので、「理事長と意思疎通を図りながら」とすべき。
- 求められる資質・能力として立てる項目は、これでいいのではないか。特に発信力は重要。
- 法人として決めた中期計画やビジョンと全く違う意見の方が学長になるのは困るので、主要課題への対応の部分でのチェックは必要。
- 主要課題のうち組織改革は、中期計画に含まれるので、あえて書き出す必要はあるのか。
→ 組織改革や教育改革は、法人評価でも課題とされているので、特出ししている。
- 候補者の所信表明は、できるだけフリーハンドで将来設計が描けるように配慮した方がよい。
- 主要課題は、余り細かくルールが敷かれた形にならないよう、もう少し柔軟な表現にした方がよい。
- 主要課題に、創基100周年ビジョンの実現を目指す表現を入れてはどうか。
- 主要課題に研究が入っていないのは、おかしいのではないか。
→ 研究を含め全体としては中期計画に含まれている。その中で特に課題のあるものを特出ししているもの。

⑥ 兵庫県立大学の学長の選考開始に関する公示

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程に基づき、学長選考手續について公示するもの。

(4) その他

今後の進め方等について、以下のとおり確認等を行った。

- 次回は、10月17日（月）に開催し、本日の議論を踏まえて一部修正した案について再確認・再調整の上、関係規程等の内定を行う。

- 今回の会議録及び議事録は、次回までの期間を考慮し、次々回までに整理して、次回分と併せて確認を行う。

以上